

竹原市骨髄ドナー助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供を行った者に対し、休業等による経済的負担の軽減を図るため、予算の範囲内において、竹原市骨髄ドナー助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、竹原市補助金交付規則（昭和35年竹原市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「骨髄ドナー」とは、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）第2条第5項の骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業をいう。）を介して、骨髄等の提供を完了した者（最終同意（骨髄バンクのコーディネーターがドナー候補者の最終的な骨髄等の提供意思を確認することをいう。以下同じ。）の後に骨髄等の提供が中止になった者も含む。）をいう。

(交付の対象)

第3条 交付の対象となる者は、骨髄ドナーのうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 骨髄等の提供に係る通院又は入院（骨髄等の採取に起因した医療行為によって生じた健康被害の治療等を目的としたものを除く。以下同じ。）をした期間において、有給の休暇を取得していない者又はその一部に有給の休暇を取得した者
- (2) 骨髄等の提供を完了した日（骨髄等の提供が中止された者にあつては、当該骨髄等の提供が中止された日。以下同じ。）において市内に住所を有している者
- (3) 他の地方公共団体が実施する同種同類の助成金等を受けていない者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次に掲げる骨髄等の提供に係る通院又は入院の日数（有給の休暇を取得した日数を除く。）に2万円を乗じて得た額とし、1回の提供につき14万円を限度とする。

- (1) 健康診断（最終同意をした日以降に、骨髄等の採取前後に行われる健康診断をいう。）並びに血液採取及び薬剤投与のための通院
 - (2) 骨髄等の採取のための入院
 - (3) その他骨髄バンク又は医療機関が骨髄等の提供に必要と認める通院又は入院
- （交付の申請等）

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、骨髄等の提供が完了日した日の翌日から起算して90日を経過する日又はその年度の末日のいずれか早い日までに、竹原市骨髄ドナー助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証する書類（骨髄等の提供が中止された者にあつては、骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が中止されたことを証明する書類）
- (2) 骨髄等の提供が完了した日において市内に住所を有していることが確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、公簿等により第3条第2号に掲げる要件を確認することができるときは、前項第2号の書類の添付を省略させることができる。

（交付の決定及び通知等）

第6条 市長は、申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により交付することと決定したときは、竹原市骨髄ドナー助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付しないことと決定したときは、竹原市骨髄ドナー助成金不交付決定通知書（様式第3号）に理由を明示し、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第7条 前条の規定による助成金の交付の決定(以下「交付決定」という。)を受けた者は、助成金の交付を受けようとするときは、竹原市骨髓ドナー助成金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに、当該請求をした者に対し、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第9条 市長は、交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付決定の全部又は一部を取り消し、すでに助成金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、助成金の交付が不相当と認められる事由があるとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月8日から施行し、同年4月1日以降に完了した骨髓等の提供について適用する。